

遺伝子組換え作物の栽培規制等に関する意見書

我が国の食料は、家畜の飼料からしょうゆ、豆腐の原料に至るまで海外依存度が高く、食のグローバル化は、牛海綿状脳症（BSE）の発生や日本では許可されていない農薬の検出など安全面からも様々な問題を引き起こしている。

このような中、県内の自治体においては、遺伝子組換え稲の屋外実験栽培が、花粉の飛散による周囲の稲との交雑を心配する地元生産者などの反対により中止された事例が発生している。また、遺伝子組換え作物のこぼれ落ちによる自生の生態系への影響も問題となっており、市民の不安が高まっている。

よって神奈川県におかれては、都市農業推進条例に定める新鮮で安全・安心な食料等の安定供給、地産地消の推進、農業資源の維持・確保等の理念に基づき、今後策定される指針において、無秩序な遺伝子組換え作物の栽培規制を盛り込むとともに、減農薬・有機栽培の推進策を講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済は、輸出、民間設備投資の増加をはじめとした企業部門に好調さが見られ、景気は緩やかな回復基調が続いている。一方、雇用情勢も厳しさは残るものの、有効求人倍率の上昇など雇用環境の改善に広がりが見られる。

しかしながら、神奈川県内におけるパートタイム労働者等の比率は上昇しており、低賃金層が拡大している。

このような中、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする最低賃金の改善は重要な課題である。

よって国におかれては、平成18年度の神奈川県最低賃金の改定に当たり、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域別及び産業別最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、一般労働者の賃金水準に見合うものとする。
- 2 神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

都市農業振興策の確立を求める意見書

都市農業は消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など多面的な機能を担ってきた。

こうした中、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法では、都市農業の振興が国の責務であることが明記され、また、昨年3月の同法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しに際しては、都市農業の振興への一定の配慮が示されたところである。

しかしながら、都市計画法や生産緑地法、相続税納税猶予制度など都市農業関連の現行法制や税制については、宅地化が優先される面があることも否定できず、農業と農地を後世に残すための国の取組は、なお不十分であると言わざるを得ない。

さらに、川崎市においても都市化の進展に伴い、農業従事者の高齢化、後継者難などにより農家と農地の減少が進んでおり、持続可能な都市農業を実現する本格的な対策が急務である。

よって国におかれては、都市農業者が安心して農業を営むことができるよう、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望するものである。

- 1 都市計画法、生産緑地法、相続税納税猶予制度などの都市農業関連の法制・税制などを見直し、新法制定も視野に入れた都市農業政策を確立すること。特に、都市農業関連税制の見直しに際しては、市街化区域内に農地を持つ農家が希望を持って持続的に農業を営むことのできる仕組みに再構築すること。
- 2 農業構造改革の一環として集落営農・法人化が推進されているところであり、相対的に地価の高い都市部及びその周辺においても、農地を貸し付ける場合に相続税納税猶予制度の適用を認めるなど農地の集積化を促し、農業法人の設立が円滑に行えるよう制度を整備すること。
- 3 認定農業者制度を都市農業にも調和するよう改善するとともに、中高年サラリーマン等の就農を促進するなど新たな担い手制度を創設すること。
- 4 学校給食と農家の提携など都市部における地産地消を拡充するとともに、農業体験農園・市民農園などの市民参加型農業や、学童農園などを通じた食育を推進すること。
- 5 関係府省による都市農業政策の横断的な検討機関を設置し、平成18年度中に成案を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

あて

意見書案第4号

電気用品安全法の適用延期を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成18年3月15日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	”	西 村 英 二
	”	猪 股 美 恵

電気用品安全法の適用延期を求める意見書

電気用品取締法が電気用品安全法に改正され、平成13年度から施行されたことにより、対象となる電気用品の事業者による販売については、電気用品安全法に基づく新たな表示（いわゆるPSEマーク）を付すことが義務付けられた。

その際、既に電気用品取締法に基づく表示が付された規制対象製品については、品目ごとに経過措置期間が設けられたところであるが、冷蔵庫、洗濯機、音響機器など猶予期間が5年と定められた家電製品等については、本年3月31日で経過措置期間が終了し、4月1日からはPSEマークがないと販売できなくなるものである。

しかしながら、5年間の猶予期間があったにもかかわらず、古物商やリサイクル業者への通知が先月になって行われるなど、法の周知が不十分であるため、法律そのものについて中古品を扱う業者や消費者の十分な理解が得られているとは言い難く、4月からの円滑な実施に支障を来すおそれがある。

さらに、リサイクル店が買取りや販売ができなくなるため、まだ使える中古品が大量に廃棄される事態も懸念されている。

よって国におかれては、製品としての安全基準が満たされている家電製品等の適切な利用を確保するため、関係団体や消費者の意見をよく聴いて、法の適用を延期されるよう強く要望するものである。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

経済産業大臣